

山鹿市インバウンド受入環境整備促進事業 補助金

インバウンド（外国人観光客）を受入れるために実施する看板やメニュー表、WEBサイトの多言語化、食事メニューの開発など環境整備にかかる費用の一部を最大100万円まで補助します。

補助対象者

山鹿市内に以下の対象施設を所有または運営する民間事業者

＜対象施設等＞

観光施設、宿泊施設、飲食業施設、旅客運送に係る施設及び車両、その他インバウンドを受け入れる施設として市長が認める施設。

- ・公共団体が所有する施設を除きます。
- ・外国人観光客の受入実績又は受け入れる計画を有する者（＝外国人観光客の受け入れに意欲のある者）、及び山鹿市税の未納がない者に限ります。

本補助金には「観光庁補助金併用型」「市補助金単独型」があります。申請時にタイプを選んでください。ただし、重複申請はできません。なお、申請は同一年度において、1事業者あたり1回限りです。

(1) 観光庁補助金併用型

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
観光庁所管の補助事業で観光庁から交付決定を受けた事業	観光庁が定める補助対象経費を対象とし、観光庁補助金の額を控除した額	補助対象経費の 3/4 以内 ※補助金限度額 100 万円

- ・観光庁所管の補助事業は外国人観光客の受入環境整備を目的とした手業に限ります。

(2) 市補助金単独型

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
外国人観光客の受入環境の整備に係るハード又はソフト事業（観光庁補助金を受けていない場合に限る）	工事請負費（設備等の撤去費を含む）機器等の購入費、委託費、翻訳料、原材料費	補助対象経費の 1/2 以内 ※補助金限度額 100 万円

- ・本市の他の補助金の交付対象となった事業は補助対象となりません。
- ・既に設置されている設備等の修繕費、維持管理費、レンタル料又はリース料は補助対象外です。

補助対象事業

補助対象期間

補助金交付決定後～令和9年2月26日（金）まで

- ・補助対象経費は、上記期間中に生じたものが対象です。

申請受付期間

令和8年5月20日（水）～令和8年7月31日（金）

- ・予算の上限に達し次第、受け付けを終了します。
- ・補助の対象には条件等があります。申請前に山鹿市観光課の相談が必要です。

ご不明な点は、山鹿市ホームページをご覧ください。または山鹿市観光課にお問い合わせください。

お問い合わせ・
申請書の提出先

〒861-0592 山鹿市山鹿 987-3
山鹿市商工観光部 観光課 観光企画係
電話：0968-43-1579
E-mail：kankoh@city.yamaga.kumamoto.jp



▲山鹿市 HP
はこちら